

各加盟高等学校 殿

愛知県高等学校体育連盟

会長 小 田 博 一

(公印省略)

台風等緊急時における愛知県高等学校体育連盟関係行事の取扱いについて

1 台風等により暴風警報が発令された場合

名古屋地方気象台から県内全域又は一部地域に暴風警報(以下「警報」という)が発令された場合の愛知県高等学校体育連盟が主催する各種行事の取扱いは、下記の通りとする。

(1) 各種体育大会(県大会)

ア 午前 7 時までに警報が解除された場合は、予定どおり競技を行う。

イ 午前 7 時から午前 9 時までに警報が解除された場合は、解除後 3 時間が経過した時刻を目途に競技を開始する。

ウ 午前 9 時以降、県内全域又は一部地域に警報が継続されている場合は、競技を行わない。

エ 競技中に警報が発令された場合は、ただちに競技を中止する。

オ 競技の特性や会場の地理的条件等により、この申合せによりがたい場合は、各専門部で取扱いを検討し、関係する各校に周知する。

(2) 各種体育大会(支部大会・ブロック大会)

ア 午前 7 時までに警報が解除された場合は、予定どおり競技を行う。

イ 午前 7 時から午前 9 時までに警報が解除された場合は、解除後 2 時間が経過した時刻を目途に競技を開始する。

ウ 午前 9 時以降、県内全域又は一部地域に警報が継続されている場合は、競技を行わない。

エ 競技中に警報が発令された場合は、ただちに競技を中止する。

オ 競技の特性や会場の地理的条件等により、この申合せによりがたい場合は、各専門部で取扱いを検討し、関係する各校に周知する。

(3) 選手団結成式

午前 9 時以降、県内全域又は一部地域に警報が継続されている場合は、結成式を行わない。

(4) 高体連研究大会

午前 10 時以降、県内全域又は一部地域に警報が継続されている場合は、研究大会を行わない。

2 地震の発生が予想される場合の対応について

生徒の安全確保のため、東海地震、東南海地震の判定会が召集された場合、又は警戒宣言が発令された場合には、その時点で当日予定していた行事はすべて中止する。

この場合、「地震災害に関する警戒解除宣言」が発せられた場合等、安全が確保されることが明確になるまで行事は実施しない。